

令和2年(2020年)1月9日

保護者様

下関商業高等学校
校長 藤本 茂

インフルエンザの対応について（お知らせ）

新春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、インフルエンザが流行する時期に入り、県内でも患者数が増え始めているというニュースが聞かれるようになりましたが、本校においてもインフルエンザ及びインフルエンザ様症状で欠席する生徒が出てきております。

つきましては、今後の生徒たちの健康を保持するために、御家庭での配慮が必要と考えますので、下記の留意事項を参考にされて、お子様の健康管理の御指導をよろしくお願い申し上げます。

記

1 インフルエンザの症状

急な発熱（38℃以上）、咳や咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛等

2 学校における対応について

- (1) インフルエンザと診断された場合は、「出席停止」となります。「欠席」ではありませんので、皆勤には影響しません。

学校では学校保健安全法施行規則により、出席停止期間が定められています。

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

一般的にはインフルエンザは、解熱後もウイルスを排出すると言われており、周囲に感染させる可能性があります。登校の判断は医師の指示に従うようお願いいたします。

- (2) 集団発生がみられた場合は、学級閉鎖等の措置をとることがあります。

- (3) 予防について、以下の指導をしています。

- ①こまめに手洗いやうがいをし、流行時はマスクを着用する。
- ②人の混み合う場所には行かないように心掛ける。
- ③睡眠不足に気を付ける、バランスのよい食事をとる等、規則正しい生活を心がける。

3 御家庭での対応について

- (1) 上記症状がある場合は、無理に登校せずに受診させてください。
- (2) 医師の指示に従い、家庭で休養させ、水分補給を行ってください。
- (3) 受診後の結果については、学校に連絡をお願いします。

登校後、保健室で「出席停止についての意見書」を渡しますので、主治医に必要な事項を記入してもらってから提出してください（「出席停止についての意見書」は学校webページからダウンロードできます）。

なお、病院で既に別の様式で記入してもらった場合は、その書類でかまいません。